

議案第 35 号

所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業の設
置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するもので
ある。

所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和49年条例第2号）の一部
を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

(所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例
第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。